

私の知財外交35年史



植村 昭三 前WIPO事務局次長

1 はじめに

1969年4月、特許庁入庁。以来、時流れること幾星霜、そして2003年12月、退官の日を迎えた。34年8カ月、今にして思えば、長くも、あるいは短くもあり、実に不思議な時間の柔軟性を感じている。もっともこのような感傷は、自分自身に留めておくべきものであり、私自身も本誌の読者にそれを押しつけようなどとは思っていないし、それが本稿の目的でも、もちろん、ない。

たまたま私の在籍したこの時期が、PCT（特許協力条約）締結に始まり、パリ条約改正、日米欧特許庁三極協力、特許法調和条約、ガット・ウルグアイラウンド交渉等々、連綿と続く知財外交のうねりと重なり、それがために特許庁人として、自分としても思いもかけぬ、そして貴重な体験、経験をする事となった。思い起こせば、このような体験、経験をなし得たのは、同僚、上司、政府、関係団体、産業界等々の理解と支援があったからであり、改めて感謝の意を新たにしたい。

本稿は、特許庁在職中に歩んだ私の道が、特許庁（あるいは日本政府）の知財外交のうねりと、どのように交錯してきたか、を簡単に俯瞰したものである。それぞれの時代の知財外交を背景に私がどのような関わりを、直接又は間接的に持ってきたか、ご笑読頂ければ幸いである。

2 審査官補時代（1969 - 1973）

時代背景

1970年及び1971年に、それぞれPCT、及びIPC（国際特許分類）に関するストラスブール協定採択のための外交会議が開催され、いずれも採択された。

関わり

入庁当時、庁内にはこれら外交会議に対処するための委員会が設けられ、最終的な詰めが行われていた。新人の我々にはその意義を理解することは難しかったが、将来なにか新しい時代が来ることを予感、期待させるには、十分であった。ある日、委員を務めていた某審査長が分厚い書類（今にして思えばそれはPCTの規則案であったと思われる）を持って来られ、早急に検討する必要があるので、勉強にもなるので翻訳を手伝って欲しい、との依頼がなされた。余暇、週末を使って釈迦利器になって翻訳に打ち込んだが、登場する「国際出願」、「国際調査期間」、「国際予備審査機関」などといった、真新しい用語に、全体像は分からないながらも、新鮮な感動のようなものを覚えたことを、いまだに記憶している。

また、新人研修の一環として、国際分類表の英文と翻訳文のチェックも課されたが、これらの経験を通じて、特許制度が世界に広がっていくイメージ、制度の国際化に対する興味、知識インフラが形成されていったことと思われる。一種の、刷り込み現象というべきであろうか。

また当時は、今日のような語学研修は存在しなかったが、こうした国際化の雰囲気の中で、外国語取得に対する習得熱が、庁内に高まっていた。私も同期の仲間等と、昼休みを利用して、英会話自習勉強会をもち、ささやかではあるが自己の国際化を開始した。

3 通産本省併任時代（1973 - 1974）

時代背景

一連の外交会議が終了、両条約への加盟に向けての、諸準備が本格的に始まるうとしていた。

関わり

審査官に昇任後、半年を経て、通商産業省基礎産業局総務課化学品安全室に併任を命ぜられた。PCB（ポリ塩化ビフェニール）の環境汚染問題を契機に世界に先駆けて立法を見た、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（いわゆる「化審法」。）の施行のためである。同法の施行前に製造、輸入された化学物質をすべてリストアップし、それ以外は新規化学物質として事前届出、審査規制の対象とするという、膨大な作業が待ち受けていた。関係業者にとってリストに掲載されるかどうかは、場合によっては死活問題であり、連日連夜、長い人の列が続いた。とりわけ困難に直面したのは、輸入業者で、商品名を見ても中身成分の化学物質を直ちに特定することは不可能な場合が多く、また輸出元、製造元に問い合わせてもノウハウなどが絡んで埒があかないと言う。輸入が止まっては一大事、と言うことで外国の製造、輸出元から関係者が渡来して直談判が始まった。否応なしに、外国語での折衝に当たることとなり、時に静かに法律の趣旨、手続きなどを説明し、時に理不尽な主張に対しては声を荒げ、対応したが、わずか数年の独学の片言英語であり、冷や汗の連続であった。一年間の短期集中作業であったが、実践英語の貴重な経験、刺激となった。このことは、その後、余暇を利用して英会話学校に通うなどして英検一級を取得する事につながっていった。

4 米国留学時代（1977 - 1978）

時代背景

採択されたPCT及びIPCに関するストラスブール協定の発効を見込んで、WIPOにおいて、特許情報を系統的に検討すべく、関係諸委員会の再編成が行われていた。

関わり

この英検一級取得も一つのきっかけとなったと思われるが、当時、特許庁に開かれた数少ない海外留学制度の一つ、原子力留学生に選考され、核医学研究のために、その分野では国際的に指導的地位にあった米国ジョンズホプキンス大学医学研究施設に留学した。たまたま同大学がボルチモアという首都ワシントンDCに日帰りして往復可能な所に位置していたので、研究活動の合間に、機会を捉えては、米国特

許庁と接触した。そしてその後の27年間、そして現在なお、様々な知財外交交渉の場で、あるいはシンポジウム、NGO主催会合などで、あるときは交渉の好敵手として、あるときは友として、同じ世界、道を歩むことになるマイク・カーク氏と出会うのもこのときであった。この出会いの価値は私にとって計り知れないものである。当時米国の意匠、商標制度を調査するための特許庁からの来訪者に付き添うことがよくあったが、特許以外の制度についての世界観の基礎を養うことができ、その後の知財交渉に役だつこととなった。またWIPOで進行中の特許情報の関係委員会再編成に関して、たまたまその準備会合が米国特許庁で開催されることとなり、日本代表団の末席を汚す光栄に浴すこととなった。初めての国際会議の経験である。ドイツ、豪州、スエーデンの特許庁長官の居並ぶ中で、発言の機会も与えられた感動は、未だに新鮮である。

5

通商産業省通商政策局国際経済課併任時代（1978 - 1979）

時代背景

ガットではいわゆる東京ラウンド交渉が合意終結に向けて最後の詰めが行われていた。他方、WIPOでは、強制実施権（非自発的実施権）、発明者証、原産地表示と商標の抵触、等に関しパリ条約改正外交会議の開催準備に向けて政府間会合が開催されていた。我が国がPCTに加入し、PCTが発効したのもこの時期で、当時の熊谷長官は、この歴史的な節目を捉えて、「国際化元年」宣言を行った。

関わり

米国留学から戻って程なく、通商産業省通商政策局国際経済課への併任を命ぜられた。医学研究生活から180度転換の世界、環境に入ったのであるが、これが今後、そして今にまで続く、知財外交の世界への入り口であるとは、当時自分としては、思いもよらないことであった。

国際経済課は、ガットだけでなく、OECD（経済協力開発機構）、UNCTAD（国連貿易開発会議）など、いわゆるマルチ交渉を総括しており、貿易交渉の全体の成り立ち、状況、その中で、知的財産問題の位置づけ、などを短期間に把握するには、格好の環境であった。国際経済課での業務を開始してしばら

くすると、今にして思えば、知財外交分野での「歴史的出来事」とも言うべき、情報もたらされた。米国が、知的財産権問題、とりわけ不正商品問題をガットで取り上げたい、と言うのである。

当時、WIPOでの交渉の中心は、パリ条約改正作業であったが、これは、特許庁が主管官庁として交渉に当たっていて、国際経済課でのみ数週間学んだに過ぎない「青二才」に、それがWIPOにおける交渉とどのような関係にあるのか、ないのか、あるとすればどのようなインパクトなのか、理解できるはずもなかった。このことが何故に「歴史的出来事」なのか、これに言及すると、それだけで本稿を終えてしまいそうなので、ここでは、「ウルグアイラウンド、TRIPs交渉の実質的出発点」とだけ述べおいて、あとは最近の私の著作物での解説にゆだねたい（『特許研究 PATENT STUDIES』、No.38 2004/9, pp.64 - 75）。

その後外務研修を経て、直ちに海外勤務を命ぜられ、米国からの帰国から九ヶ月未満で、ジュネーブ行きの機上の人となった。

6 寿府代書記官時代（1979 - 1982）

時代背景

ガットでは、東京ラウンドが終局し、その終盤に米欧から持ち込まれた不正商品問題が当該ラウンドでは取り上げられなかったものの継続審議とされ、まず先進国の間で検討が行われていた。UNCTADでは、いわゆるRBP（制限的商慣行）を含めた、技術移転に関する国際行動規範（コード オブ コンダクト）作りに向けて、南北交渉が進行していた。一方、WIPOでは、パリ条約改正作業の長年に渡る政府間交渉に終止符を打つべく、数次に渡って外交会議が開催された。1978年には、PCTの運用（国際出願の受理）が開始され、1980年にはブダペスト条約が発効し、それぞれの条約について規則改正関連会合が頻繁に開催された。さらに、前記4.の時代背景で言及したワシントンD. C. での予備的検討を経て設けられたPCPI（特許情報常設委員会）もフル稼働を開始した。

関わり

赴任先は、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部（寿府代）であった。知財外交のメッカとも言うべきジュネーブに知財専門家、とりわけいわゆる特許アタッシュを送り込むことは、特許庁の長年に渡る悲

願であったと聞いていたが、その最初の任に自分が就くと言うことは、およそ思いもよらないことであり、責任の重さをひしひし感じたことであった。この構想は、国際的にも高く評価されており、その後米国、韓国も同様な人事ラインを敷いている。私の在任中の外交活動の概況については、帰朝後にまとめた報告記事があるので、大方は、それに委ねることとしたい（特許ニューズ 昭和58年1月5日号）

任務の中核を占めていたパリ条約改正外交会議は、在任中に2回開催されたが、改正条約採択という具体的成果は得られなかった。しかしながら、この間に培われた、知財外交の仕組みに関する知識、人脈形成は、とりわけ知財外交プレイヤーが基本的に長年に渡って変わらないという欧米事情もあって、私のその後の活動に大いに寄与することとなった。また交渉の実体についても、非自発的実施権（強制実施権）、地理的表示は、その後のウルグアイラウンド交渉に実質上引き継がれ、それまでの交渉力学を踏まえて戦略を立てることができた点、交渉官としての私と言うよりは、ラウンド交渉自体の促進に役立ったと言えよう。パリ条約改正外交会議は基本的にグループ交渉で各グループ（日本等先進国はB - グループ）における日本代表団発言はそのグループのスポークスマンによってなされ、なかなか発言の機会が与えられなかった。ケニア、ナイロビで開催された第二会期では、それに先だってオリンピックシンボルの保護に関する外交会議が開催されたが、そこでは一回ではあるが発言の機会を得、かつ提言も採択された。いわば、デビュー、とも言うべき瞬間で、通常の会合とは異なる、緊張感と達成感を覚えたことを記憶している。

WIPOではPCTの運営が開始されたが、早速、運用改善のための膨大な規則改正作業が始まったが、条約上は規則改正でも日本の法制上は法改正を要請する事案など、種々の事情からほとんどの案に対して反対の立場をとり、孤軍奮闘の連続であった。また、WIPO予算の八割を支えている現在を思えば、およそ信じがたいことであろうが、加盟国の少なさ、国際出願の伸び悩みに起因する赤字、をいかに加盟国が補填するか、も中心的課題であった。

PCPIでは分類改正、標準化、途上国協力の作業部会が設けられたが、特にIPC分類改正作業が活発に行われていた。100を超えるプロジェクトに対して、欧米諸国は専門家を議題（技術分野）に応じて交代さ

せているのに対して、それがかなわぬ日本代表団は、積上げると30センチ程にもなる対処方針を夜を徹して検討して、技術理解を深め、他国の専門家に対して論陣を張る、という状況であった。政治的、あるいは純法律的課題がほとんどを占める中で、「技術屋の端くれ」として技術に触れる唯一の機会であり、苦しさよりは、ある種喜びに似た興奮の方が先立っていたように思う。

またPCT加入に引き続きブダペスト条約にも加入することになったが、条約を発効させる五番目の加盟国としての加入書をボクシュWIPO事務局長に寄託する、という歴史的瞬間に巡り会ったのも忘れられない一齣である。

UNCTAD、WIPO の会合は一年を通して連日のごとく開催され、外国出張旅費の制約上現地対応のことが多く、また当時の通信手段の不便さも相俟って、まさに、激務、であった。言語に関しては、仏語圏に属すジュネーブでの仕事、生活を通じて、仏語を、会得とまでは行かないが、勉強し、実践する機会を得たことは、大きな財産となった。

7 審査基準室長補佐時代 (1983 - 1986)

時代背景

日米欧特許庁三極協力が開始、特許情報交換、運用調和に向けての協力が始まった。また世界に開かれた特許庁として、米国産業界との直接対話も開始された。そして、WIPOでは、遺伝子工学の出現に対応すべくバイオテクノロジーの特許保護に関する検討が開始されたほか、いわゆるグレースピリオド問題の検討を皮切りに、特許法調和条約採択に向けての作業が開始され、知財外交史上、大きなうねりが胎動していた。

関わり

ジュネーブから帰朝後、約五年ぶりの審査官生活に入ったが、一年半後に、審査基準室へ併任となった。当時、日本産業界との共同作業により営々として構築されてきた一般、及び産業別の審査基準が存在していて、審査基準室の主たる任務はそのメインテナンス、改訂業務であり、およそ国際業務が絡むとは想像していなかった。

まずは、日本の制度運用、例えば多項制、実施例の扱い、などに対する外国産業界の制度批判に応えるべく、米国産業界との会合を日本で開くこと決定

され、これを機会に、制度運用に関する英文情報を作成すると共に、制度運用を通して英語で直接説明することとなった。私はその任に当たることとなったが、数十名の米国代表団を前に、彼らが理解しているかどうか密かに伺いながら説明をした、あの緊張感と重圧感は今でも忘れられない。当時米国産業界の来日は「黒船の来訪」にたとえられるほどのインパクトをもって受け止めていた。このイニシアチブは、20年後の今でも発展的に継続されているが、外国との直接コンタクトが所与のものとなっている現在において、そのインパクトを想像することさえ難しいのではなからうか。今にして振り返れば、「特許審査運用国際化元年」とでも言えようか。

次には、バイオテクノロジーを巡る国際化の波である。とりわけ植物品種保護を巡っては、旧UPOV条約が品種保護権と特許権による二重保護を禁止していたため、特許庁が公告したいわゆる「ヨモギ出願」に対し、大議論が巻き起こった。議論は、関係省庁、国会、産業界、メディア、あらゆるレベルでなされたが、国内のみならず、UPOV条約を管理する事務局のあるジュネーブにも飛び火した。折しも、OECD、WIPOでもバイオテクノロジーの特許保護に関する検討が始まったが、国内のそうした“熱い”状況は、国際的議論をリードしていく原動力ともなり、機会を捉えては、バイオ分野における特許制度、運用のあるべき姿を、各国に説いて回った。今ではUPOV条約が改正され二重保護禁止規定は削除されたが、その道のりを振り返る時、別の“熱い”ものを感じることもある。それについては、いざ紹介できる時が来るものと思っている。

最後に、WIPOにおける特許法調和条約採択のための作業であり、私は専門家会合の第一会期に出席し、総論賛成、各論（日本の法制に反するもの）反対の論陣を張ったが、米国も、欧州も基本的には同様のスタートであった。こうした状況から、それまで専ら特許情報交換協力を傾倒していた三極協力の枠組みが、こうしたWIPOの作業の事前調整的な役割も果たすようになった。

このように国際業務は基準室の業務の大きな柱として日常化して行った。次に移る前に、一つだけエピソード的な話を付け加えよう。当時特許特別会計が導入されたが、それに関連して、特許特別会計での歳入を一部、特許行政以外の目的に使用する、という趣旨の新聞記事が出たことで、米通商代表部からそれを問

題視するクレームが付き、それに応ずるために米国に私が派遣された。米側には特許庁長官が座り、そのような意図はないという私の説明に聞き入り、理解が示された。そして十年後、現在に至るまで、今度は米国特許庁がその歳入の一部を一般会計に組み入れられてしまうという状況が、続いている。なんとも皮肉な話ではなからうか。

8 審判官時代 (1986 - 1988)

時代背景

1987年、WIPOにおいて、アジア太平洋諸国の開発協力に貢献するための日本特許庁の信託基金（ジャバントラストファンド）が設けられた。また米国より、日米（環太平洋）共同特許庁構想の非公式検討が持ちかけられた。

関わり

ジャバントラストファンドの初めてのプロジェクトとして、タイ、及びマレーシアへ、それぞれ二週間、知財専門家として派遣された。アジア太平洋諸国とは以前から協力事業を展開してきたはずであったが、個別の国、特許庁に専門家を派遣するのはこれが初めてであった。

このミッションを通じて、日本特許庁、そして私個人の、多くの知識経験をタイ、マレーシア側に伝えることができたと自負しているが、逆に私自身にとっても、貴重な経験となった。三点特記しておきたい。

一つは日本の専門家が派遣される前に既にEPOを含む欧州からの専門家が長年に渡ってインフラ作りに貢献していて、基本的には欧州基調の流れになっていたこと。二つ目は、豪州特許庁のスミス長官がタイ、マレーシアを含むASEAN諸国に数ヶ月ずつWIPOコンサルタントとして滞在し、今で言う修正実体審査（いわゆるMSE）のプロトタイプを提言するなど、いわば「アジアの星」として活躍していたこと。以上の二点は、ジャパンファンド創設、そして専門家派遣プロジェクトが日本にとっていかに重要な意味を持っていたかを再認識させるものであった。そして三つ目は多くの友人、知己を得たこと。とりわけタイ特許庁で私のカウンタートとして応対してくれたヤンヨン氏、サンチ氏は、その後それぞれ特許庁長官、審査部長になられたが、様々な国際舞台で席を共にすることとなった。

三極、WIPOでの特許法制度、運用の国際調和努力

を背景に、日米あるいは環太平洋共同特許庁を（例えばハワイに）設けてはどうか、との構想が米国より提起され、庁内で非公式検討チームが作られ、私もその一員に加えられた。この際に米国だけでなく欧州についても、特許政策、制度の歴史、成り立ちを徹底的に研究した上で、構想の是非等を検討しようと言うことになり、私は欧州を担当するなど、各員が研究成果を持ち寄り、B4サイズで10センチほどの厚さのレポートが出来上がった。このときに身につけた、欧米の特許政策、制度についての知見は、その後の諸交渉において、問題を多角的に観察する力を与えてくれたように思う。

9 多角的交渉対策室長 / 国際協力官 / 国際課長時代 (1988 - 1993)

時代背景

この時期は、1986年に交渉開始宣言がなされ1993年に実質交渉が終結した、ガット・ウルグアイラウンド・TRIPs交渉とほぼ同時期に当たる。WIPOでは特許法調和条約交渉が進行していて、1985年以来の専門家会合による作業に終止符を打つべく、1991年に外交会議（オランダ、ヘーグ）が招集された。また1989年には商標法調和条約を検討するための専門家会合、1990年には地理的表示保護条約を検討するための専門家会合および紛争処理条約を検討するための専門家会合、が招集され、また1991年には意匠に関するヘーグ協定の見直し作業、が開始された。また1987年以来検討されてきた遺伝子資源、伝統的知識の検討を含む生物多様性条約交渉が1992年、条約採択の形で結実した。さらに1988年以来行われていた、二重保護禁止規定の見直しを含む品種保護強化のためのUPOV条約



1988年1月、タイ特許庁にて。中央は、スミス豪特許庁長官、右はヤンヨン氏(後の特許庁長官)。



1990年12月、ジュネーブ。私は前列中央。TRIPs交渉団記念撮影。文中のカーク氏、スミス氏、ヤンヨン氏も写っている。

改正作業も、1991年に改正条約採択に至った。日米欧三極特許庁協力では、とりわけWIPOでの特許法調和条約交渉のための事前調整が行われてきたが、欧州特許庁が制度改正に対する交渉権限に制約があるため、1988年に日米と欧州特許条約加盟国の特許庁長官等から構成される「クラブ15」が設立され、これが事前調整の場となった。また日米関係においては、1985年のヤングレポートを背景にプロパテント政策を打ち出し、日本に対しても、上院公聴会、対日改善要求16項目上院付帯決議、日米貿易委員会、日米構造協議など、様々な形で対日圧力をかけてきた時代でもある。

関わり

以上のように、国際課に席をおいた五年間は、偶然にも、二国間、多国間等あらゆるフォーラムで知財外交交渉の大きなうねりが生じた時期と重なった。複数の交渉が同時並行的に進行した、内容的にもまた戦略的にも、相互に関連し、“分業”もままならず、文字通り激務、であった。年間海外出張日数も、大凡、50日、100日、200日、100日、50日と推移し、特に200日は通産省の記録であったらしい。当時のやつれきった自分の姿を思い起こすと、破ってもらいたくない記録ではある。

この時期の知財外交の特色として、ガット、通商政策関係者の参加であり、EPOに加えECの登場であり、また南北問題（対途上国問題）と、北北問題（先進国間問題）が混在した点が挙げられるが、パリ条約改正交渉の際のように、いわば、グループ スポーク

スマンの“陰に隠れる”ことはできず、各国単位で、行動、発言することが基本であった。それがため、これまでの留学、国経課併任、寿府代、途上国派遣、などで形成された、人的ネットワーク、知識経験、が総動員され、大いに活かされることとなった。

それぞれの交渉に忘れがたい場面があるが、すべてを語る訳にはいかないので、いくつかを記すに留めたい。

TRIPs交渉も、特許法調和条約交渉も、いずれも心血を注いだハードな交渉であったが、TRIPs交渉では成果物が得られた、という点で、格別の思いを感じる。TRIPs交渉は、WIPOでの外交会議による手続き規則に固められた交渉形態

と異なり、その場その場で、いわば“手作り”的に詰めが行われていく。その場のとっさの判断で提案した案文がそのまま取り込まれ、最終テキストに残っている箇所があるが、交渉担当者の責任の重さを今更ながら感じる。TRIPs交渉の過程で、この交渉は成功する、と感じる瞬間があった。それはパリ条約改正作業において途上国が“死守”し、それが為に四次に渡る外交会議にもかかわらず改正条約の採択に至らなかった、「排他的非自発的实施権」の主張、を放棄した瞬間であった。

特許法調和条約採択のための外交会議（ヘーグ）は、交渉内容が公式記録に詳細に記され、それを見るたびにまた緊張感を新たににする。ナイロビでの外交会議では、唯一の発言に体を震わせていたのに対しヘーグでは百回という最多発言回数を記録している。



1991年6月、オランダ、ヘーグ。特許法調和条約採択外交会議の際のエクスカッションにて、ボクシュ前WIPO事務局長と共に。

対米、対日問題に関しての、米国代表カーク氏とのやりとり、パリ条約解釈を巡ってのボクシュ事務局長とのやりとり、当時のシーンが彷彿としてくる。

時代背景に記したように、生物多様性条約交渉の時期はTRIPs交渉のそれと完全に重なっている。それがためか世界の知財関係者が生物多様性条約案に盛り込まれている条項が知財制度に及ぼすインパクトに気づかない状態が長く続いていた。条約採択が間近に迫ったある日このインパクトに気づき、国際課内で大車輪で交渉経過をフォローし、戦略展開し、欧米の関係者に対し警鐘を鳴らしたものである。採択された条約が、現在もなお、困難な知財外交問題の根幹を形成していることを思うにつけ、あの“熱い日々”を、忘れることができない。

10 審査長 / 書記課長 / 審査第四部長時代 (1993 - 1998)

時代背景

TRIPsが成立、発効すると共に、ガットに替わってWTOが設立され、そしてWTO - WIPOの協力関係も樹立された。WIPOでは1994年に商標法条約が、そして1996年にいわゆるWIPOインターネット条約(WCT及びWPPT)が外交会議により採択された。特許法調和条約締結の努力も続けられていたが、米国の先発主義を巡る国内事情等から、手続き等の調和に焦点を置くこととされ、1995年より新たに設置された特許法条約(PLT)専門家委員会で審議が開始された。また1994年にはWIPO調停仲裁センターが設立され、またドメインネーム紛争処理への関与の検討も開始された。また、1997年には四期、24年間事務局長を努



1995年10月、WIPO総会にて。スポークスマンとしてB-グループをリード。

めたボクシュ氏に替わって、イドリス事務局長が誕生した。日米間では、1993年 - 1994年の日米包括経済協議によりいわゆる「日米合意」が成立した。

関わり

知財外交のフロントラインから退き、それぞれの職場において、基本的には、「内政」業務に励んだ時期であった。とはいえ、最初はアドホックベースで、そして後にはかなり恒常的に、フロントラインに、駆り出されることとなった。

審査長時代には、それまでの五年間に培ったヒューマンネットワークを適切に後任に引き継ぐべく欧米諸国を巡ったり、ワシントン大学CASRIP主催のバイオ特許に関する国際会議に出席した程度であったが、書記課長時代には、「欠席裁判」ではあったが、WIPO交渉における、先進国諸国(B-グループ)のスポークスマンに推挙されたことから、二つ目のハットを常にかぶることになった。さらに前記PLT専門家委員会第一会期の議長を務めて欲しいとのWIPO事務局の依頼があり、いよいよ国際アジェンダに引き込まれていった。WIPOにおけるスポークスマン、議長職がいかにかつらなものであるかは私自身が過去の経験から肌で感じており、俗な言葉で言えばいずれの場合もかなり「びびった」ものである。流れはそれに止まらなかった。

審査第四部長時代にはいと、ボクシュWIPO事務局の後任選挙が始まり、思いもかけず政府の支持を得て私も立候補する事になった。蓋を開けると十名の候補者という「乱立状態」となったが、手順に則り、投票が進められた結果、四名まで絞り込まれ私は四席であった。この時点で私と三席の候補が辞退し、最終的には、現事務局長イドリス氏が選出された。焦点は次に事務局次長、事務局長補人事に移り、図らずも事務局次長に、指名、承認された。以上の過程で、新体制下のWIPOの新機軸として多くの提言を行ったが、中でも、米国と共同で行った「IP - サイバープラン」はWIPOにおける、SCIT(情報技術常設委員会)の設立、WIPOnet プロジェクト、PCT機械化等の活動につながっている。(当時の状況については、「とっきょ」平成10年10月号(No.313)にも紹介されている。)

現在のB-グループスポークスマン就任から4年足らずの間の、めくるめくような事態の推移に、私個人としては、とまどい、の連続であったが、ここま

で来ると、さすがに「天命」と受け止め、勇躍、ジュネーブに赴任した。

11 WIPO事務局次長時代 (1998 - 2003)

時代背景

WTOでは、新ラウンド交渉立ち上げの努力が閣僚レベルで行われてきた。1999年のシアトル閣僚会議は不成功に終わったが、2001年のドーハ閣僚会議では、TRIPs協定を含めた新ラウンド交渉開始が宣言されると共に、TRIPsと公衆衛生に関する宣言が採択された。後者の宣言に基づく交渉については基本的に合意に達したが、その余については2003年のカンクン閣僚会議での交渉に拘わらず合意に達しなかった。WIPOについては、私の「関わり」そのものでもあるので、以下の記述に委ねたい。

関わり

この約五年半というものは、すべてが知財外交との関わりで埋め尽くされている。ただそれまでの関わりと、決定的に異なる点は、日本政府という顔で、立場で関与してきたそれまでとは異なり、完全に政治的に中立な、いかなる政府に組みせず影響もされない、国際公務員としての関わりが要請されることである。とはいえ、各人の、広義での育った環境は、各人各様であり、専門性はもとより、世界観も異なるのは自然である。国連機関幹部の人選にも、地理的分布の公平性が叫ばれるのも、こうした現実の、一つの反映であるといえようか。したがって、現実には、メンバー国の支持を失わない範囲において、また私の場合にはさらに事務局長の支持が得られる限り、自分なりの戦略に従って采配を振るうことができる。その頃合いを会得することが要となるが、振り返ってみると、かなり思い通りにさせて頂いた、という印象である。私の具体的関わり、については、これまでも数次に渡って、かなり詳しく紹介したので重複は避けることとしたい(例えば、「特特懇」2000.1.4.N0.209,pp.74 - 81参照)。ただその後の展開を振り返っていくつか特記しておきたいがあるので、それに留めたい。

一つは、国際ルール作りに関してである。2000年には二つの外交会議を直接担当したが、そのうちの一つ、特許法条約は採択に至ったが、もう一つの視覚覚実演の(著作隣接権)保護に関する条約案につい



1998年7月、WIPO事務局次長に就任。イドリス現WIPO事務局長と共に。

ては、20ある実体規定のうち19まで合意を見ながら、唯一の条項を巡って合意に至らず、不成功に終わった。現在は、WIPO一般総会の議題案として残っているが、依然として打開策、突破口が見出されないままである。商標分野では、WIPOの伝統的な条約アプローチを補完するソフトローアプローチにより三つの勧告が採択され、また商標法条約の改正準備も進み、私の帰国後になってはしまったが、2004年のWIPO総会で2006年に外交会議を開催することが決定された。

二つ目は、エンフォースメントに関してである。現在「エンフォースメント諮問委員会」が立ち上がっているが、上記5.で引用した私の著作物に記したとおり、WIPOとしては事実上タブーとされていた状況から、同委員会の立ち上げのコンセンサスが得られるまでには、相当な紆余曲折をたどり、苦心しなければならなかった。ルール作りはしない、という了解の下ではあるが、政府、民間を含めた直接対話の場ができたことは、意義のあることである。

三つ目は、地球規模問題、具体的には、遺伝子資源、伝統的知識、フォークロアの分野である。この課題については、WIPO事業としての初期の段階に担当次長として携わったが、上記9.に記したように、本件については「土地勘」もあり、早い時期から、関係者に注意喚起を促してきた。しかし、現実には、この問題がWIPOの国際ルール作りの進行に重くのしかかってきている。2000年の特許法条約採択のための外交会議は、開会が数時間遅れたのであるが、その数時間の間、この問題をめぐって、外交会議を開催するか、中止するか、が議論されていた。そして今や、実体特許法条約(SPLT)採択作業、PCTのり

フォーム作業などにも波及するだけでなく、WTO、CBD、UNCTAD、FAOなど他の多くの国際フォーラムでも取り上げられるなど、極度に政治問題化してきている。今一度、この問題に対する、真摯な取り組みと、でき得れば解決のためのリーダーシップを、日本に期待したい。

四つ目は、国際出願・登録制度の分野である。特に商標分野のマドリッド プロトコルについては、スペイン語の導入、ECの加入、日本、韓国、米国の加入など、多くの成果を上げることができたように思う。意匠分野のヘーグ協定ジュネーブアクトについても、任期中に発効させることはできなかったが、離任直前にスペインが批准したことで、発効の条件がそろった（実際、2003年12月23日に発効し、2004年4月1日に運営が開始された）。その後、ECも加入を本格検討を開始したと承知しており、いよいよ日本、米国など欧州外の国々の加入が、国際的関心事になりつつある。

12 WIPO事務局長特別顧問（2004 - 現在）

2003年12月、1979年からカウントすると約10年を過ぎたジュネーブを後にした。WIPOからも、特許庁からも解放された一ヶ月であったが、くつろぐ間もなく2004年1月からは、WIPO事務局長特別顧問として、引き続きWIPOのために、ただ今回は日本を拠点として、仕事をする事となった。現在、渋谷にある国連ハウス（国連大学ビル）内に小さくはあるがオフィスを構え、業務を開始したところである。こ



2004年12月、上海にて。日中韓協力の下に開催されたWIPOワークショップにて。

れまでに、活動インフラとしての、関係省庁、関係団体、大学等とのネットワーク作りに励む一方で、ジャバントラストファンド事業の企画実行、国際会議へのWIPO代表としての出席、PCT、マドリッドプロトコル、ヘーグ協定ジュネーブアクトの利用、導入促進、WIPO事業の理解促進等、様々な活動を展開している。またオフィスの存在する国連ハウスの母体である国連大学とは研究、研修及び教育分野での相互協力に関するMOU（Memorandum of Understanding）が結ばれ、今後この協力枠組みの中でも、様々な活動の展開が期待される。また本年1月には東北大学客員教授を拝命することとなったが、これまでの知識経験を踏まえて大学等における教育、研究に寄与していくことも、私に課せられた使命のひとつと考えている。

13 おわりに

35年間を11の時代に分けて記述したが、与えられた紙数を大きくオーバーしてしまい、全体的に相当「贅肉」を落とさざるを得なくなった。果たして、各時代ごとの意図したメッセージがうまく伝えられたかどうか、確信は持てない。簡単に一語、数語で済ませてしまっているものも、それだけで、本稿と同じ長さの中身を持つものもある。また、読者にとってはおもしろい内容であっても、現時点では、公表になじまない事柄は、含めていない。それらについては、今後、適切な機会、時期に紹介できたらと思う。

もとより、各人は、それぞれの個人的又は職場環境の中で、各様の道を歩むものであり、また背景としての知財外交のうねりも時々刻々変化しており、本稿のような試みがはたして読者諸子にどれほど役立つものが、心許ないものがある。が、時として無味乾燥に感じられる知財外交が、本稿の属人的記述、いわば「人間くささ」を通して、いささかでも身近に感じられ、理解が深まり、そして今後の知財外交への関心がいささかでも高まれば、と願う次第である。